

## 別紙（陳情第 25 号）

### 辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取中止を求める意見書(案)

沖縄県では、米軍の普天間飛行場（宜野湾市）移設に伴う名護市辺野古沿岸部の埋立工事が実施されており、埋立てのため沖縄本島南部の土砂を使用する計画があることが明らかになりました。

沖縄は第 2 次世界大戦時に住民を大規模に巻き込んだ唯一の地上戦が行われた場所であり、合計約 20 万人以上の犠牲者を出しました。辺野古新基地建設のための土砂採取場所として検討されている本島南部の土砂には、沖縄住民、本土から召集された日本兵、米兵、朝鮮出身の方々など、沖縄戦に巻き込まれた様々な方々の遺骨が混じっていると考えられています。

2016 年に国会において、戦没者遺骨収集推進法が超党派の議員立法により全会一致で成立し、同法第 1 条には「戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進んでいる現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにする」との目的を記しており、2024 年までを「集中実施期間」と指定しています。

にもかかわらず日本政府は、国の責務で遺骨収集にあたるという同法の精神に反し、遺骨の混じった土砂を使って新基地建設を強行しようとしています。これは、国会で示された戦没者とその遺族の尊厳の尊重を求める民意への裏切りであり、国家的な人権侵害、民主主義からの逸脱行為です。よって、人道的・倫理的な観点から速やかに中止すべきです。

沖縄戦では、日本全国から召集された日本兵が「沖縄守備軍」として沖縄に駐屯しました。「本土」防衛のために沖縄を捨て石にする持久戦の中で、日本軍は沖縄住民に犠牲を強いつつ、約 6 万 6,000 人の日本兵も命を奪われました。2021 年 4 月 1 日現在、4,030 名の福岡県出身者が沖縄戦犠牲者として平和の礎に刻銘されており、かけがえのない命を落とした先人たちの尊厳を守る必要があります。

以上を踏まえ、北九州市議会には下記のことを強く要請します。

## 記

- 1 辺野古基地建設のために沖縄戦犠牲者の遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取を中止すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

北九州市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣

防衛大臣

国土交通大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)